

第 57 号 議 案

令和 7 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99,088千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事    平    田            研

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1,267	千円 △708	千円 559
	1 繰越金	1,267	△708	559
3 諸収入		183,565	△98,380	85,185
	1 貸付金元利収入	183,565	△98,380	85,185
歳入合計		262,112	△99,088	163,024

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 262,112	千円 △99,088	千円 163,024
	1 商工業費	78,497	△748	77,749
	2 公債費	183,615	△98,340	85,275
歳出合計		262,112	△99,088	163,024